

広島県労働委員会告示第一号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同号の職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十七年十二月二十五日次のとおり認定した。

平成二十八年一月十八日

広島県労働委員会会長 河野 隆

昭和四十一年広島県地方労働委員会告示第四号の一部を次のように改正する。
表を次のように改める。

福山市上下水道局

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
上下水道局	局長 部長 担当部長 部次長 参与 課長（課相当の所及びセンターの長を含む。） 担当課長 主幹 次長（上下水道総務課総務担当及び職員担当並びに財務経営課財務担当及び経営企画担当に限る。）